株式会社　藤 商 事

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社　藤 商 事 と称し、英文では、FUJISHOJI CO.,LTDと表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　遊技機の製造、販売および貸付

（２）　ゲーム、映像、音楽等のデジタルコンテンツの企画、開発、販売および配信

（３）　古物営業法に基づく古物商

（４）　前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２）　監査等委員会

（３）　会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、８０，０００，０００株とする。

（単元株式数）

第７条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規定）

第１０条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第３章　株主総会

（招　集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等の電子提供措置）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理公使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１７条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、１０名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１８条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

３．取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第１９条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２０条　取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議により、取締役会長１名、取締役副会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集および議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

２．取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２２条　取締役会は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第２３条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

２．当会社は、会社法第３７０条の要件を充たした場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規定）

第２４条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会で定める取締役会規定による。

（取締役の責任限定契約）

第２５条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第２６条　監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第２７条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第２８条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

（監査等委員会規定）

第２９条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規定による。

第６章　計　　算

（事業年度）

第３０条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３１条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第３２条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

３．前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間等）

第３３条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

第１条　　変更前定款第１５条の規定の削除および変更後定款第１４条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

２．施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から６か月を経過した日、もしくは施行日から６か月以内に開催する最後の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

３．本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。